

## 保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 39)

1 日 時 令和6年12月9日(月)  
午前10時00分 開会  
午前11時18分 閉会

2 場 所 第1委員会室

### 3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
総務部長	塩 塚 博 志	総務課長	和 田 訓 尚
給付金担当課長	藤 木 泰 代	計画調整担当課長	溝 口 誠
地域共生社会推進部長	中原田 香 織	保 護 課 長	大 久 伸 治
健康医療部長	白 石 慎 一	健康危機管理課長	重 岡 直 之
子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	右 田 圭 子
総務企画課長	井 上 智 史	子育て支援部長	緒 方 克 也
子育て支援課長	児 森 圭 介		外 関係職員

### 6 事務局職員

書 記	森 浩 次	書 記	伊 東 加 奈
-----	-------	-----	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	9日は議案の審査、10日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行うことを決定した。
2	議案第142号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第143号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
4	議案第157号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
5	議案第158号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
6	議案第159号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
7	議案第160号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
8	議案第161号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
9	議案第162号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
10	議案第163号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
11	議案第164号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
12	議案第165号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
13	議案第166号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
14	議案第167号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	

15	議案第168号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	議案の審査を行った。
16	議案第169号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
17	議案第170号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
18	議案第171号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
19	議案第172号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
20	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
21	議案第206号 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
22	議案第207号 令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）	
23	議案第213号 令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
24	議案第217号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第5号）	

## 8 会議の経過

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり23件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第142号、143号、157号から172号、205号のうち所管分、206号、207号、213号及び217号の以上23件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。

○委員長（村上直樹君）総務部長。

○総務部長 それでは、お手元のタブレットに配付しております令和6年度12月議会保健福祉委員会資料にて御説明いたします。

初めに、1、条例議案についてでございます。

資料の2ページをお開きください。

議案第142号、北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてです。

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定めた厚生労働省令の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設に対し、個別支援計画の作成が義務づけられたことから、関係規定を改める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

施行日は公布の日でございます。

4ページを御覧ください。

続きましては、2、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定するものです。

議案第157号から第164号まで、8議案、15施設でございます。

総合療育センター及び総合療育センター西部分所は、高度な専門性を持つ人材が必要なことを踏まえ、条件付公募による選定を行っております。

また、東部斎場は令和7年度から新たに指定管理者制度を導入いたします。

指定管理者が変更となるのは、年長者研修大学校周望学舎等3施設、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター、介護実習・普及センターの3件でございます。

指定期間は、総合療育センター及び総合療育センター西部分所は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、その他の施設は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

選定に当たりましては、学識経験者等の第三者により構成された指定管理者検討会において、指定管理者としての適性や管理運営計画の適確性などの選定基準により検討が行われました。詳細につきましては、5ページ以降が施設ごとの選定状況の資料となっておりますので、御覧ください。また、条件付公募を行いました総合療育センター及び総合療育センター西部分所は、別冊の提案書、収支計画書を御確認ください。

飛びまして、132ページを御覧ください。

3、令和6年度12月補正予算について御説明いたします。

議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち、保健福祉局所管分についてです。説明の便宜上、金額は万円単位で御説明いたします。

まず、歳出補正でございます。

3款1項1目職員費の補正額は2億7,971万円です。人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、一般会計における職員給を補正するものです。

3款2項1目の社会福祉総務費の補正額は2,600万円です。中国残留邦人等支援給付金において、中国残留邦人等の長期入院患者に対する医療支援給付等の増加に要する経費として2,600万円を計上しております。

次の3款2項2目の障害者福祉費の補正額は22億円です。処遇改善加算の見直し等に伴う報酬改定やサービス利用者の増加等に要する経費として、障害福祉サービス事業施設型経費12億9,500万円、居宅系介護給付費及び移動支援事業経費1億3,800万円、共同生活援助事業経費2億800万円、障害者児短期入所事業経費2億700万円、障害児通所・入所支援経費3億5,200万円を計上しております。

133ページを御覧ください。

3款3項3目の予防費の補正額は7億4,300万円です。17歳から27歳を対象としました子宮けいがんワクチンのキャッチアップ接種が令和7年3月末に期限を迎えることに伴う接種件数の増加等に要する経費として、子宮けいがんワクチン接種事業経費5億9,300万円、定期予防接種事業経費1億5,000万円を計上しております。

次の3款5項1目の保健所費の補正額は2,400万円です。精神保健福祉経費において、精神症状により自傷他害のおそれのある者に対する措置入院の医療費等の増加に要する経費として2,400万円を計上しております。

次の3款8項1目繰出金の補正額は9,970万円です。

国民健康保険特別会計、食肉センター特別会計、介護保険特別会計において、人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、特別会計に対する繰出金等を補正するものです。また、食肉センター特別会計においては、老朽化した機械設備の修繕に要する経費等も併せて補正するものです。

134ページを御覧ください。

歳入補正は、ただいま御説明いたしました歳出補正の財源として補正するものです。歳入補正の合計額は16億7,339万円です。

続きまして、保健福祉局所管の特別会計について御説明いたします。

135ページを御覧ください。

議案第206号、令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算は、全て人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、必要な経費を補正するものです。

総額は1,504万円で、内訳は、1款1項1目一般管理費216万円、1款1項3目賦課徴収費569万円、1款1項5目適正化特別対策費553万円、4款1項1目保健事業費165万円です。歳

入補正、5款1項1目一般会計繰入金1,504万円はその財源となるものでございます。

136ページを御覧ください。

議案第207号、令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算は、人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴う職員給、並びに老朽化した機械設備の修繕等に要する経費を補正するものです。また、と畜頭数の減少により食肉センターの使用料収入が当初を下回る見込みとなったことから、一般会計繰入金を増額するものです。

食肉センター特別会計の歳出補正は、1款1項1目食肉センター管理費2,493万円です。歳入補正は、1款1項1目食肉センター使用料マイナス3,724万円、3款1項1目一般会計繰入金6,217万円、総額2,493万円です。

137ページを御覧ください。

議案第213号、令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算は、人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、必要な経費を補正するものです。あわせて、令和6年度介護給付準備基金の運用益を積み立てるものです。

総額は3,348万円で、内訳は1款1項1目一般管理費2,248万円、6款1項1目介護給付準備基金積立金1,100万円です。歳入補正、6款1項1目基金運用収入1,100万円、8款1項5目その他一般会計繰入金2,248万円はその財源となるものです。

次の債務負担行為は、介護認定審査会において、次年度以降に経費の支出を伴うため、必要な予算を債務負担行為限度額として定めるものです。

138ページを御覧ください。

最後に、議案第217号、令和6年度北九州市一般会計補正予算について御説明いたします。

令和6年11月29日に、国において、令和6年度一般会計補正予算が閣議決定されたことを受け、12月6日に追加で提出をいたしました。

歳出補正は、3款2項1目社会福祉総務費64億250万円です。令和6年度物価高対策重点支援給付金事業において、特に物価高の影響が見込まれる令和6年度の住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円及び18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する経費を計上するものです。歳入補正、18款2項2目保健福祉費国庫補助金64億250万円はその財源となるものです。

次に、繰越明許費についてでございます。

適正な事業期間を確保できないことから、必要な予算を翌年度に繰り越すこととしております。

簡単ではございますが、保健福祉局所管の関係議案について御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（村上直樹君）** 子ども家庭部長。

**○子ども家庭部長** それでは、令和6年12月議会提出議案のうち、子ども家庭局所管分について、お手元タブレットに配付の資料に基づき御説明いたします。

資料2ページをお開きください。

まず、議案第143号、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営については、児童福祉法第45条第1項において、条例で定めること、また、条例で定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌することとされております。

児童手当法の改正に伴い、児童手当の支給対象が高校生年代まで拡充されました。これにより、内閣府令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われ、入所中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に母子生活支援施設を追加する必要があるため、関係規定を改めるものでございます。

資料3ページをお開きください。

続きまして、議案第165号から第172号の子ども家庭局所管施設における指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、今年度、子ども家庭局では、8件、48施設について、令和7年4月以降の指定管理者候補の選定手続を進め、指定管理者候補を選定いたしました。

選定に当たりましては、学識経験者等の第三者により構成された指定管理者検討会において、指定管理者としての適性や管理運営計画の適確性などの選定基準により検討を行い、その結果に基づいて選定いたしました。

なお、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。

詳細につきましては、資料4ページ以降の選定結果に関する資料を御確認ください。

最後に、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち、子ども家庭局所管分について御説明いたします。

資料107ページをお開きください。

説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

歳出補正予算につきまして御説明いたします。

4款1項1目子ども家庭職員費の補正額マイナス2億4,958万円は、令和6年度子ども家庭職員費の決算見込額に基づき減額補正を行うものでございます。

次に、4款2項1目子ども家庭総務費の補正額1,769万円、4款2項2目子ども家庭支援費の補正額1,547万円は、人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等に伴い、会計年度任用職員報酬等の増額補正を行うもので、補正事業は資料に記載のとおりでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（村上直樹君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** それでは、幾つかお尋ねいたします。

まず、議案第142号の北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてですが、これは、個々の入所者の支援を充実させるという点ではそういうことになるのでしょうか。そうということは、一方で支援員の皆さんの負担が強まるんじゃないかという気がするんですね。施設の支援員さんは本当によく頑張っているんじゃないかと思うんですけども、個別支援計画をつくって、それに基づいていろんなサポートをしていくのは非常に大変だと思います。計画づくりと、それから、その後の支援計画に基づくサポートに当たって、やっぱり無理がいかないのか、負荷がかかるんじゃないかということが気になるので、その辺は何か対策を取っていらっしゃるのか、教えていただきたい。これが1つ。

それから、指定管理者制度全体の見直しがあったわけですが、保健福祉局所管分、子ども家庭局所管分のそれぞれの施設について、いろんな審査の経過を経て、今回、指定の案件が出ていると思うんですが、全体として、この見直しでどのあたりにポイントを置いたのかとか、あるいは今回のプロセスの中で改善された点とかはどのように考えていらっしゃるのか、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回の重点支援地方交付金、これは低所得世帯支援枠の追加で住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、それから、同じく18歳以下の児童1人当たり2万円の追加給付ということですが、これは本会議でも我が党も取り上げたし、この追加補正議案に対する質疑もありましたが、これは出口議員が本会議でも指摘しましたけども、市民アンケートで、物価が上がって暮らしが大変だと。それから、年金だけでは生活ができないという声が多く寄せられております。食料品の値上げが来年は3,900品目でしたか、これからまだ4,000品目近い値上げが予定されているということもありますので、物価の高騰で多くの市民の生活が極めて大きな影響を受けているということについて、先ほどはとりわけ住民税非課税世帯への影響が大きいとおっしゃったけども、全体が大きな影響を受けていると思うので、その現状についての市の認識及び今後の対応について、基本的なところをお尋ねしておきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 救護施設等の個別支援計画についてのお尋ねをいただきました。

救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設といったものがございますけれども、こういった施設の中で、北九州市内にございますのは救護施設の3施設のみとなっております。

この救護施設ですけれども、全国団体が個別支援計画の作成例を提示しており、既に全国の救護施設で個別支援計画というものを主体的な取組として作成して、入所者の支援に当たっているという状況がございます。もともと生活保護法の中で条例委任されており、今回、個別支援計画を作成するというを位置づけておりますけれども、それまでは、あくまで自主的な



取組ということでございましたので、やはり国として入所者が抱える様々な生活課題に対応できるように、福祉事務所のケースワーカーをはじめとする関係機関と連携しながら計画的な支援に取り組む環境を整える必要があるということで、今回、厚生労働省令の改正を行ったということです。本市には救護施設が3施設ございますけれども、その3施設では個別支援計画が既に実施されておりました、新たな追加の負担といったものは特に発生しないという状況でございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 総務課長。

**○総務課長** 指定管理に関しまして、全体としての制度の見直しのポイントや改善点といったところについてお答えいたします。

まず、指定管理者の安定的な運営という観点から、今回の指定管理者の選定に当たりましては、財政・変革局において新しく定めた指定管理料の上限額の算定ルールに基づきまして、各施設において算定を行っております。この算定につきましては、将来の物価や人件費の高騰を見込んだものになっております。

特に人件費につきましては、これまでは指定管理者の運営実績に基づく算定を行ってございましたけれども、これを改めまして、市の正規職員との均衡を考慮して決定されます会計年度任用職員の給与水準を算定根拠としております。

また、指定管理者に対しまして、賃上げの重要性を認識してもらうために、指定管理料の上限額の計算におきまして、見込んでいる人件費の上昇割合を募集要項に記載しております。

それから、今回の指定管理者の見直しに当たりましては、多くの事業者に応募いただけるよう、事業者が応募しやすい仕様への変更や参加必須の募集説明会の任意参加、それから、公募前の事業者との意見交換会の実施、募集期間の長期化などを行いまして、参入障壁の解消や競争性の確保に向けた取組を行っております。

その結果、募集説明会には7件中5件に複数の団体が参加いたしました。ですが、結果といたしましては、複数の団体が応募の申込みをしたものが3件でございまして、申込みに至らなかった団体にお尋ねしたところ、労力や経費を考えると当社では対応が難しいでありますとか、他施設の指定管理者に応募するのでそちらに専念したいといった理由により申込みに至らなかったということございました。

今回の選定手続の過程を振り返りまして、多くの事業者に参加いただけますよう、どのような見直しが必要になってくるかというところは引き続き検討していきたいと考えております。

それから、今回、指定管理者の指定に当たりまして、業務内容の見直しを行っている施設もございます。主なものにつきまして御紹介をいたしますと、年長者研修大学校、北九州穴生ドームにつきましては、地域活動人材の育成や就業促進、ICTやDXといった社会情勢の変化に対応した講座を実施することを仕様に追加しております。生涯現役夢追塾につきましては、指定管理業務から切り離し、委託業務としたところでございます。介護実習・普及センターで

は、別に委託業務で実施をいたしておりました介護ロボット等導入支援・普及センター及び高齢者排泄総合相談を指定管理業務に統合いたしました。ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターでは、居宅介護支援事業所の併設を必須事業から自主事業に変更しております。それから、新門司老人福祉センターにつきましては、令和7年度から施設利用者の年齢制限を撤廃するといったことを実施しております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** 子ども家庭局の所管施設について説明をさせていただきます。

制度の見直し等々については、今保健福祉局から説明がありましたとおりでございます、我々といたしましても、新規参入が見込める事業者さんに対して面談を行って、事前に御案内をすとかという取組も行ってまいりました。その結果、説明会には来ていただいたんですが、最終的に応募は1団体というところにとどまっております。

説明会に参加はしたが、応募してもらえなかった理由というのは同様でございます、支社でこの規模の施設を運営することがないので人員体制として難しいとか、業務内容を伺って当社のみでは対応が難しいとかという判断があったと聞いております。

また、検討会の委員さんの感触からすると、今回の提案を採用したというところに関しては、やはり新規の事業に関する提案というところに重きを置かれて審査をされていたように感じております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 物価高騰の現状認識ということについてお答えさせていただきます。

原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料品等の価格高騰により、全国の消費者物価指数の状況は、令和3年9月から令和6年10月まで、38か月連続で前年同月比増となっております。

北九州市におきましても、消費者物価指数は令和4年から上昇傾向にはございまして、令和6年もその傾向が強まっております。市民生活に大きな影響が生じているものと認識しております。

また、内閣府が示す経済状況の資料によりますと、低所得者世帯ほど収入に対する生活必需品への支出割合が高く、物価高騰が続く中、特に低所得者世帯には大きな影響を与えており、配慮が求められるとされております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 計画調整担当課長。

**○計画調整担当課長** 今後の対応というところにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

委員からも御指摘がございました重点支援地方交付金、こちらの追加を含めた国の補正予算に関しましては、本日、国会に提出される予定でございまして、今後、国会で議論されていく予定でございます。

この交付金につきましては、北九州市への配分額や実施可能な事業の詳細について、現状ではまだ不明な点がいろいろございますので、こちらに関しまして、現在、情報収集に努めているところでございます。

こちらの交付金の使い方等に関しましては、交付金全体の額を把握した上で、予算を所管する財政・変革局等々と協議しまして、どのような事業を行うかを検討していくことにより、今回もこれまでと同じような対応になってくるかと思えます。現状では、まだ交付金の額等々が不明でございますので、鋭意情報収集中ということで御理解いただけたらと思えます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 指定管理者制度については見直しをされたわけですが、市としての指定管理者制度に対する期待と、それから、実際に応募するところとのギャップというか、これが非常にあるなと思えますね。ですから、今のこの物価高とか、必要な人件費の引上げというの踏まえた対応が必要だと思うんですね。指定管理者制度については我が党もいろいろ意見はあります。ただ、なかなか市の考えているとおりにいっていないんじゃないかというのが一つ大きな印象としてあります。

これはこれで、1つだけ申し上げておきたいのは、人件費のことをさっき言われましたよね。それぞれあると思えますが、これだけ人件費が上がっている中で、やはり市が必要な目安を示しているわけだから、それがちゃんと現場で働く皆さんに届くように、きちっとチェックしていく必要があると思えます。これは意見として申し上げておきたいと思えます。

それで、物価高対策ですが、今説明をしていただきましたけども、住民税非課税世帯への給付は、議決を経て速やかに行うべきだと思います。11月22日の内閣府の事務連絡では、給付金の早期給付の参考としていただく情報は後日改めて周知となっておりますけど、それは先ほど説明していただいたことなんですかね。まだ来ていないってということですかね。早期給付の参考としていただく情報というのがまだ来ていないと。さっきの説明はそういうことですか。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 令和6年度住民税非課税世帯への給付につきましては、対象世帯、給付金額、基準日等の連絡は来ておりますけれども、その他支給要件の詳細につきましては、今のところ、まだ連絡が来ていない状況でございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今の計画予定では、2月中旬に支給ということでしたよね。それで、いろいろと物理的な問題もあると思うんですけども、もっと早く給付することは可能ではないんでしょうか。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 支給のスケジュールにつきまして、少し御説明させていただきます。

今回、基準日が12月13日ということで国から定められたところでございます。北九州市におきましては、12月13日の基準日から転入届の提出を待ち、14日経過した後に住民基本台帳の情報と税の情報から該当世帯の抽出作業に着手いたします。年末年始を挟みますので、1月中旬頃にプッシュ型、支給決定通知書の印刷データを印刷業者に送付いたしまして、対象者には1月下旬に支給決定通知書が届く予定でございます。

辞退、受給の意思確認ですとか、口座番号の申出を行う期間を2週間ほど設けまして、その後、振込処理を行うということで、これはもう最短のスケジュールで、支給開始が2月中旬となる見込みというか、予定で準備を進めていきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 作業は大変だと思うんですが、例えば役所の中で応援体制を取って、実務的な処理を迅速にやるとか、何かそういう前倒しできるような余地っていうのはもうないんですかね。

それから、例えば12月13日が基準日ですから、その時点で確定しているところと、その辺はよく分かりませんが、後から段階的というか、できるところから先にやっていくというふうなことはできないんでしょうかね。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 住民税非課税世帯の、今回の予算上の対象世帯数は17万9,000世帯ということで、かなり多くなっております。基準日の翌日以降に転入される方もいらっしゃいますので、二重給付を防止するため、それから、転入届は法律上14日後までの提出が義務づけられております。北九州市ではこれまでも対象世帯を確実に抽出して給付金を支給してきておりますので、今回も同様な手続を踏まえて支給をしていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** はっきり言って、要するに前倒しで、何日かでもとにかく早くするという余地はもうないということですかね。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** これまでと同様に、確実な対象世帯を抽出した上で支給をしたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** いずれにしても、心待ちにしている方はたくさんいらっしゃるのでもう一日でも早くできるように、現場は大変だと思いますけど、ぜひそれはやっていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、実施にプッシュ型ではない申請型給付をする際は、支給要件を満たす者が受給できないことがないように、個別の申請勧奨を行うことが有効という会計検査院の指摘か何か

あっているみたいです。これは、本市ではそういう形で個別勸奨されるんですかね。

○委員長（村上直樹君） 給付金担当課長。

○給付金担当課長 プッシュ型の支給方法のほかに、例えば税の未申告の方がいる世帯ですとか、市が口座の情報を把握していない世帯につきましては、支給要件確認書をお送りして返送していただき、市で審査した上で、順次支給という手続を取らせていただいております。

そのほか、令和6年1月2日以降の転入世帯のうち、課税情報が不明な世帯には御案内をお送りしております。御連絡をいただいた方に申請書をお送りして、申請書を提出していただくということで個別の対応をしております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 支給漏れがないように、ぜひそこはしっかりやっていただきたい。

それから、推奨事業メニューの枠の追加ということで、生活者支援で、これから厳冬期を迎えることを念頭に、灯油支援の給付等の支援メニューを新たに追加するなどの、さらなる重点支援地方交付金の追加を行うとなっておりますが、何かこの辺の検討はされていますか。

○委員長（村上直樹君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 そちらに関しましては、北九州市への交付額等がまだ不明でございますので、先ほど申し上げたとおり、まずは額がどのぐらい来るのか、あとどういった事業が可能なのか、こういったところを踏まえまして、今後、財政・変革局等々と考えていくことになるかと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 厳冬期を迎えるということで、今朝も冷え込みましたけど、そういうことも念頭に置いて、財政・変革局と協議、調整をするということでもいいんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 すみません。全体の額がまだ不明でございますので、実際に推奨事業メニューも大枠は示されておりますが、内容の詳細が不明でございますので、現状ではなかなかそういった具体的なお答えはできない状況でございます。恐れ入ります。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ぜひ柔軟に今の物価高に対応することができるように、また、この季節的な問題も含めて、しっかり検討してやっていただきたいと思っております。

それで、子育て世帯支援として、低所得の独り親世帯への給付金等の支援も可能であるとなっておりますが、子ども家庭局でこの件については何か検討されていますか。やはり額が分からないで検討のしようがないというようなことかもしれませんが、何かこれについての検討などをされているかどうか。

○委員長（村上直樹君） 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 保健福祉局の答弁の繰り返しになりますけれども、今はまだ額がはっきりしていないということで、今後、検討させていただきたいという状況で、今のところは全く検討はしていないという状況でございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 検討してください。

それと、あと推奨事業メニューの事業者支援として、医療、介護、保育施設への支援が示されていますが、保健福祉局、子ども家庭局それぞれ、これについても同じですかね。答弁は同じですか。

○**委員長（村上直樹君）** 計画調整担当課長。

○**計画調整担当課長** こちらに関しましても、委員のお見込みのとおり、今のところはまだ総額が決まっておられませんので、引き続き情報収集に努めているところでございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

○**総務企画課長** 子ども家庭局も今の答弁と同じでございます、まだ示されておられませんので、その後に検討していくような形になると思います。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** いずれにしても、物価高騰が市民生活に極めて大きな影響を及ぼしているし、事業者も同じですよ。ですから、そのあたりはしっかり踏まえて、必要な対策を取っていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。以上です。

○**委員長（村上直樹君）** 引き続き質疑はありますか。伊藤委員。

○**委員（伊藤淳一君）** 指定管理者の件で質問したいんですが、今回見直されたということですが、選定するに当たっては選定基準というのがありますよね。その適性ということと、それから、管理運営計画の適確性とかというのがあって、そして、5人ぐらいの構成委員がおられて採点していくと。ゼロから5ポイントを配点していくということなんですけども、経営計画というのは、特に経営環境が厳しくなっていく中、これから厳しさだけが非常に増していくんではないかというような予想もされるんですけども、その辺ではしっかり評価していかないといけないのではないかと思います。

見てみると、指定管理者によっては、公益法人であったり、NPO法人であったり、株式会社であったりと様々あるんですけども、この収支計画の妥当性とかを見る場合、そういう法人形態によって評価するポイントがちょっと違うと思うんですけども、そういったようなことも併せて評価されているということなんですかね。

というのは、私は非常にそこを重要視しているんですけども、見てみると、3点の人もいるけども、5点の人もあるんですよ。これは一体どういうことだろうと。感覚的に見ているんじゃないですかね。数字が出てきますから、どういう視点で見られているのかなという懸念が

あるんですよ。3ポイントというのは、大体求められる水準ということで、5ポイントというのはとても優れているということなんですね。結構差がある。その差は一体どういうことなんだろうかと、これを見て懸念があったんで。その辺はこちらの見方としてはどういうふうにして見ればいいのかとちょっと疑問に思ったんで、誰かお答えできないですかね。

**○委員長（村上直樹君）** 総務課長。

**○総務課長** 今のお尋ねですが、法人の運営形態によって、収支計画等々の見方を変えるべきではないかという御質問と受け取ったんですけれども、この指定管理者の選定に当たりましては、市政変革推進室で定めております指定管理者選定マニュアルに基づいて、選定の検討会を設置して、そちらで議論していただいております。構成員を選定するに当たりましては、学識経験者や業務に精通する者、また、財務、経営に知見を有する者から選定することとなっております。その中には、企業経営や財務に精通している公認会計士や中小企業診断士など、そういった分野の方にメンバーに入ってもらい、審査をしていただいているところでございます。そういった専門的な見地から、しっかり指定管理者としての適性、安定的な運営ができるかどうかという視点できちんと審査をしていただいているものと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** みんながそういう会計の専門家じゃないというところがあると思うんですね。そういう専門家が入れられてもね。要はそういう専門家じゃない人でも採点していくわけでしょ。何が言いたいかという、例えばさっき言ったように、公益法人と株式会社では、見方っていうか、利益の出し方が違うじゃないですか。例えば、株式会社はしっかりした利益を出さないといけないけども、公益法人というのは結果的には利益を残してはいけないというようなこともあるじゃないですか。そういうような見方もしていかないといけないけども、そういう見方というのは、評価する人みんなに基準みたいなものが行き渡っているのか。見方みたいところ、公益法人の収支報告の見方、あるいは株式会社の収支報告の見方というのがないと評価できないじゃないですか。数字で出てくるんだから。そういうのがちゃんと皆さん方に行き渡った上で評価されているのかというのを聞きたいんです。

**○委員長（村上直樹君）** 総務課長。

**○総務課長** いずれにいたしましても、ある施設の運営をするに当たりまして、福祉の関係であれば、収入の見込み、それから、支出の見込みというのは大枠のものだと思っております。その中で、市としましては、きちんと適正な人件費や物件費を見込んでいただいた上で収支計画を立てていただいているところでございまして、具体の計画に表れる部分につきましては、各法人なり会社なりで可能な数字をはじいていただいているはずでございますので、選定に当たりましては、それをきちんと専門的な知見を持った方に、基本的には選定基準をきちんと示しながら審査を行っていただいておりますし、そこら辺は適切に審査が行われているもの

と考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** といいますのも、過去において経営破綻したとかという例もここ数年であったわけですし、そういう過去において例が出てきたということと、これから経営環境ももっと厳しくなるというような状況の中で、特にこの辺については専門家も入れられているということですから、そういった意味ではいいんですけども、皆さん方が経営を見る場合、感覚で見るんじゃなくて、数字として出てくる場所ですから、あまりそこで評価のポイントが分かっているというのはどうかなというような気がしたわけですよ。一定の水準を超えればいいということ、大変優れているという評価は大きく差があるんで気になったと。そういう懸念があるというようなことから今質問したわけです。

私もこの辺はあまり詳しくないんですけども、いろんな疑問点も抱えています。またいろいろと質問していきたいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** ほかに。鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** 1点お聞かせください。

議案第205号の補正予算の3款2項1目の中国残留邦人等支援給付金の2,600万円なんですけれども、この2,600万円の具体的な中身についてお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 中国残留邦人等支援給付金の補正額についてお答えいたします。

今回、令和6年度の予算で、医療支援給付につきましては、長期入院患者の方が3名ほど生じまして、入院になりますと、当然入院費用が全額公費負担という形になりますので、この3名の方の入院費用を計上しなくてはならないという状況になっております。昨年度の決算額が大体2,600万円でしたが、今回の決算見込みが5,900万円弱という形で、今市内に12世帯16人の方がこの支援給付を受けられているんですけども、平均年齢が80歳を超えてきたということで、今までは入院等が必要なかった方も、どうしても入院が必要になってくるため、予算の手当てが必要になってきたということで、今回補正予算を上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** 3人で2,600万円ということは1人約800万円ということになると思うんですが、高齢化も進むということで、これからまたこのようなケースが増えてくると思うんですけども、イレギュラーなものと考えていいのか、それともこういった補正予算を組まなくてはならない事態が今後も続くようになるのか、その見解をお聞かせいただけますか。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 予算につきましては、前年度予算の執行見込みであったり、その前々年度の決算額であったり、こういったものを踏まえまして、新年度の予算について編成していくという



ことになりますけれども、このときに、やはり状態像を見ながら、入院患者さんが増えてくるということも今後考える必要があるのかなと思っています。

ただ、どうしても長期入院で医療費が1月200万円ほどかかるということになりますと、お一人が入院すると1,200万円とか、1,000万円を超えるような額になってまいります。この予算を実際に計上するのか、しないのかというところにつきましては、見定めていくということで、御本人が長期入院中の3人の方につきましては、令和7年度の予算にそういったところは当然見込まないといけませんし、先ほどの80歳を超えてきたということがございますので、新たに通院が増えてきている方の状態像とかを見ながら、来年度予算の編成等に当たっていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** まずはその方の回復を第一に考えるんですけども、こういった予算が適正に執行されますように要望を申し上げさせていただきまして、質問を終わります。ありがとうございます。

**○委員長（村上直樹君）** ほかに質疑はありますか。山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 子宮けいがんワクチン接種事業経費ってということで、令和7年3月に接種件数が増えるだろうということで補正が組まれているんですけど、本会議でも質問があったので、大体認識はしているんですが、その増加件数を再度教えてください。どのぐらいの人数が接種するって見込んでいるのか、それを教えてください。

**○委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

**○健康危機管理課長** 補正予算の接種件数で申し上げますと、まずキャッチアップ接種に關しまして、今年度の当初予算では2,900件の接種見込みということにしてございましたけども、補正予算を組ませていただきまして、年間のキャッチアップ接種の見込みが2万4,700件ということになっております。本会議でも答弁いたしましたけども、現時点では、このキャッチアップの接種率というのは52%になっております。

それから、定期接種ですけども、当初予算では年間で3,800件という件数を見込んでおりました。こちらは補正予算での年間見込みを9,900件という形にさせていただいております。9月末現在でこの定期接種の接種率は41%になってございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

これは全国で1万1,000人ぐらいい患して、2,900人が亡くなっているということで、かなりの死亡率になってきております。私も議員をしている中で、2013年に国が積極的勧奨を差し控えて、それから8年間ずっと差し控えてきて、国でもいろいろと検討してくださって、令和4年4月からまた定期接種が始まって、現在に至っているわけなんですけども、テレビで、その当時を知っている方が、後遺症で問題になったりとか、団体ができたりとか、相談に伺ったりとか

っていうことで、そういうのをかなり不安に思っている方がいると思うんですよ。死亡率とかを考えた場合は、打ったほうがいいんだろうけど、後遺症が出るんじゃないとか、その当時のことを思って、不安を持っていらっしゃる。そういう方の不安を取り除く施策、取り除く手だてとかというのは、一生懸命チラシとかを配っていらっしゃるんでしょうけど、その辺はどういうことを考えてしてくださっているのかなと思って。お聞かせください。

**○委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

**○健康危機管理課長** 私どもも接種勧奨を行うに当たっては、きちんと情報をお伝えするというのを第一に考えております。

それで、対象者の方については、複数回、接種勧奨を行っておりますけども、詳細なチラシ等をまず中学校1年生のときにお配りしております。

それから、今回、最終年度ということで、勧奨のはがきを出しましたけども、このはがきの中で、QRコードでホームページを見ていただけるような形で、この中でもワクチンの効果、それと、リスクについての情報を提供できるように御案内をさせていただいております。

そういったことで、接種対象者の方にはきちんと情報をお伝えするというのを考えて、勧奨を行っているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ワクチンは全てそうなんですけど、効果とリスクっていうのは必ずあるわけなんです。その中で、特に思春期の微妙な年齢のワクチンということで、親御さんもすごく不安だし、お子様は訳が分からないような感じの中で、この不安を取り除くために個人病院とか、かかりつけ医とか、産婦人科に行って、自分の体の状態とかで、受けて大丈夫かどうかとかを聞くようなことはできるんですかね。チラシとかそういうのを見て、納得すればいいんですけど、どうしても不安が取り除かれない場合には、かかりつけのお医者さんに、自分は基礎疾患がないんですけど、アレルギーもないんですけど、大丈夫ですかねとか。そういうのを聞いて、最終的には個人が納得して接種するんですけど、私も孫がいるんですけど、なかなか強くは言えないような感じもあるので、その辺の不安に対してお医者さんに聞いていいものでしょうか。

**○委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

**○健康危機管理課長** まず、接種に当たりましては、もちろん予診票で健康状態とかをいろいろと御記入いただいた上で、医師の間診を受けて、接種という形になりますので、そういった健康状態とかというところも確認いたしますし、接種に関する不安があったら、医師に相談していただいた上で接種するという形になろうかと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 分かりました。この辺はきちっと正しい情報を、これからも定期的にとにかく、ぜひ推奨していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君）よろしいですか。そのほかに質疑はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君）では、お伺いたします。

4款1項1目の子ども家庭局職員費の2億4,000万円の減額の件です。恐らく青少年課がZ世代課に移ったみたいな感じだと思うんですけども、保健福祉局は人事委員会勧告で3款1項1目2億7,000万円の増額補正と。今回、組織改正で減った分も、プラスになって、減った分が混ざっていると思うんですけど、給与増で増えた分と、課がなくなって減った分がどのくらいか教えてください。

次に、議案第142号の救護施設の件です。

先ほどの荒川委員の質問等で、もともと個別支援計画をつくっていたので、特段負担は発生しないとおっしゃいました。この条例改正の趣旨を見ると、地域移行を進めていこうということで、ということは今入所されている方が地域のアパート等で生活をするときに、今まで施設の方がお世話していたのを、これからは区役所とか福祉事務所でサポートするというイメージでいいのかどうかの確認です。よろしくをお願いします。

次に、議案第143号ですが、八幡母子寮、わかくさ八幡のことだと思うんですけども、こういった金銭管理ができるというのはどういった流れで、先ほどの救護施設のようにもともとしていたのをこうしたのか。今回、これによってどう変わるのかも教えてください。

次に、4つ目です。

3款3項3目の予防費の件で、子宮けいがんワクチン、HPVのことで、いろいろと被害を受けられた方がいて、以前から薬害としても認知されていることでもあります。当時、接種を受けられて被害を受けられた方はあらかた20代ということで、今回も対象者は非常に若い方が中心ということで、しっかり判断してということですけど、自己責任というだけでは済まないようなケースもあると思います。実際、被害を受けられた娘さんのお母さんとかも、自分を責めておられるということもあります。先ほど情報提供をしっかりしますっていうことでした。今回、しばらく中断していたんですけども、再開ということで、聞くところによると、このワクチンについてはそういった安全性を高めたものになっているというお話でしたけども、そういったことで、製品としても改善しているということでもいいのか、見解を聞かせてください。

次に、5つ目です。最後です。

今回指定管理者の選定について、いろいろと上がっております。通常、検討会では5名ほどの委員がいろいろな項目、財務的な部分とか、サービスとか、いろんな部分を数値的に判定して決定されると思います。先ほど伊藤委員も言われましたけども、当然落ちた側も通った側も納得する結果で、それは仕方ないという形で納得していくというのは大前提で、そのための公平性とかが担保されていると思うんですけども、これまでも過去に、保健福祉以外の部分で、指定管理者の選定に当たる経過が不透明じゃないかという陳情があったこともありますし、委員とかがそれにつながっているんじゃないかという、これもどこまで本当かは分かりませんけ

ど、そういった臆測を呼ぶようなケースで実際に相談に来られたこともあります。

保健福祉局に代表してお伺いしますけども、そういった委員の選定とか、公平性とか、その選定の結果が市民の誰もが納得できるような形での配慮、主な制度設計は別の局がつくっていただきますけども、委員の選定とかはそれぞれの局だと思うんですけども、その点についてのお考えを聞かせてください。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** 今回、子ども家庭局職員費の減額補正額は2億4,958万円となっております。そのうち給与改定による増額分が2億1,270万円、給与改定を除く減額補正額が4億6,228万円という数字となっております。今委員から御指摘がありました課の減少ということではなくて、会計年度任用職員の職員数の見込みが減少したというところで減額補正という形となっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 救護施設のお尋ねについて御説明いたします。

救護施設なんですけれども、身体障害のある方であったり、知的障害のある方、また、精神障害のある方、さらに重複して障害を抱えている方、あるいはアルコール依存の方、ホームレスの方、こういった多様な方が入所されております。そういった日常生活を営むことが難しいという方が入所されて、その入所されている間に支援を行って、地域への移行、在宅復帰、こういったものを目指していくということで取組をしているところでございます。

今回、個別支援計画の義務づけということで、やはりこの支援に国としてしっかり取り組んでいくために、厚生労働省令を改正して、各自治体が作成しております条例にきちんと位置づけすることで、地域移行をしっかりと進めていこうという狙いで、今回の省令の改正、私どもの条例の改正という形になったところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長** 議案第143号の条例改正の件について御説明申し上げます。

これまでも児童養護施設や乳児院に入所している子供たちに係る児童手当につきましては、各施設の施設長が管理しておりました。今回、児童手当法の改正によりまして、支給対象が高校生世代まで拡充されたということで、例えば17歳の母親とゼロ歳の子供が母子寮に入所しているといったケースの場合、母子共に児童手当の支給対象となりますので、その際は母子2名分の児童手当を施設長が管理できるようにするために規定の改正を行うということでございます。

じゃあ、従前はどうだったかというと、もしそういったケースで入所されている母子がいらっしゃったら、児童手当法上、18歳未満の場合は看護権がないということで、祖父母等が受給者となる取扱いでございました。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

**○健康危機管理課長** 子宮けいがんワクチンについて、安全なワクチンが開発されたということでもいいのかという御質問でした。

この子宮けいがんワクチンにつきましては、平成25年4月から定期接種となっておりますけれども、因果関係を否定できない副反応が見られたということから、積極的勧奨を控えるということになっておりました。

その後、国の専門家会議におきまして、ワクチンの有効性、安全性に関する評価等が継続して行われましたけれども、その結果、令和3年度に最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るということが認められたという審議会の議論を踏まえて、積極的勧奨が再開されたという経緯になってございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 総務課長。

**○総務課長** 指定管理者検討会の構成員の選定についてお答えいたします。

指定管理者検討会の構成員につきましては、財政・変革局で定めております指定管理者選定マニュアルの選定基準に基づいて選定しております。この基準につきましては、応募団体と利害関係を有しない者であり、対象施設や事業に関して専門的知識を有している学識経験者、施設や設置目的や提供サービスに詳しい業務に精通する者、企業経営や財務に精通している公認会計士や中小企業診断士の中から選ぶということになっておまして、メンバーにつきましては市政変革推進室のチェックも受けております。

それで、検討会の構成員と利害関係がないというところですが、本市では指定管理者の選定手続の公平性を確保するために、施設の管理運営に利害関係を有する者は構成員としないということにしております。

具体的には、応募団体の役員や親族、それから、応募団体が提案する業務と直接的な競争関係にある者などを利害関係を有する者として定義しております。これに該当しない旨の誓約書を徴しまして、利害関係がないことを確認いたしております。

なお、利害関係を有することが判明した場合は、直ちに当該構成員を変更する措置を講じているところでございます。

検討会の構成員の選任に当たりましては、ガイドラインに基づきまして、構成員にふさわしい専門的知識を有するかの厳密な審査も行っております。そういった皆さんに審査をしていただいておりますので、公平性も担保されているものではないかと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。

4款1項1目の職員費の減額で、会計年度任用職員さんが相当減ったということですが、何で減ったのか、教えてください。

それと、救護施設の件で、先ほど地域で自立していく支援に努めるということでした。今後、施設等から出て自分で暮らす場合、非常に負担がかかると思うんですけども、そのときは、区役所等ではケースワーカーさんの対応になると思うんですけど、その辺の体制というか、そんなに数はないと思うんですけども、その辺の人的負担とか、そういう体制が大丈夫かどうかの確認をさせてください。それが2点目です。

ワクチンの件ですが、そういったことで安全性が担保されたということでスタートされるということでした。青少年、若い子たちが受けるということもあって、これを受けたらもう絶対ですよと、バラ色的な形で、どっちかにバイアスがかかるような形じゃなく判断してもらい、自分で考えてできるような分かりやすい情報提供とか、そうしないと何でって、市がそういうふうに言ったじゃないかって言われるのもあれですから、そこは行政としてしっかりと進めるということであれば、落ち度がないような形で。あくまでもプラスの面、マイナスの面があります。でも、現在はこういうふうにプラスの面が言われていますけども、でも、こういったケースがあるので、ぜひそこも慎重にといった形で御案内してもらいたいと要望します。

指定管理者の件についてですが、そういった基準で、利害関係がないということで選定されるということです。仮にそうだとすると、例えば構成員の方に接触をすとか、口利きを頼むとかというケースも、多分事前にそういうことはできないということは伝えてあると思うんですけども、実際はそうじゃないということでも、そういうふうになっているんじゃないかって、そういう隙をつくらないためにも、ぜひそこはしっかりと、こういう行政の仕事を担ってもらうところを公平に審査していますということの担保を、構成員の方にもそういった部分で、あくまでも公正にということでもぜひ御案内してもらいたいと要望します。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長** 会計年度任用職員のかい離の理由でございます。

人件費の場合、1年前の状況から大体必要な人員を推計していくんですが、今回、特に大きかったのは保育士のところでございます。保育士の場合、入所児童数とか、個別の対応が必要な児童の受入れ等があるため、正確に見込むことがなかなか難しいという状況になっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 救護施設に入所されている方が地域移行した後の支援についてお尋ねいただきました。

救護施設に入所されている方は、福祉事務所の保護課で生活保護を受給されている方で、日常生活が困難になったということで、福祉事務所が入所の委託をするという形で、救護施設で生活支援を受けるという形になっております。福祉事務所側は、その方に対して生活保護費を支給するという形になりますので、毎年、援助方針ということで、その方に対する援助の方向性であったり、こういったものに基づいて、入所している中での課題を解決しながら地域移行

を目指していくという形で取り組むというふうなことがございます。

逆に、救護施設側では、その援助方針を踏まえて、個別支援計画を作成して、連携しながら入所者の支援を行うという形で、救護施設から地域移行が実際にできて、在宅生活を始めるということになりますと、引き続きケースワーカーが在宅生活をしっかり支援していくと。そのときには、救護施設のノウハウであったり、知見であったり、こういったものも参考にしながら、在宅生活を支援していくということになってまいります。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** よろしいですか。金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 2点お願いします。

先ほど鷹木委員からも御質問のあった議案第205号で、3款2項1目の中国残留邦人等支援給付金についてですが、これは市の単費でしょうか。それとも最終的には国からの支援というのがあるのかどうか、教えてください。

もう一点が、議案第217号の令和6年度物価高対策重点支援給付金事業につきまして、現状、積算根拠として17万9,000世帯ということで、住民税非課税世帯が計算されておりますが、このうち生活保護の方っていうのはどれぐらいの割合でいらっしゃるのか、教えていただければと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 中国残留邦人等支援給付金につきましては、国庫負担金が4分の3入ります。市の一般財源が4分の1という形になっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

**○給付金担当課長** 住民税非課税世帯はこのたび17万9,000世帯で予算計上させていただいております。昨年度の7万円の給付、これは令和5年度の住民税非課税世帯に向けた給付だったんですけれども、1割強の世帯の方が生活保護世帯ということでございました。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 給付金の件、割合につきましてありがとうございます。

中国残留邦人の件ですが、すみません。確認で教えていただきたいんですが、今回、予算に上がっています2,600万円、これが後から4分の3返ってくるという認識なのか。それとも、4分の1として2,600万円なのか、教えていただければと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 今回、全額の10分の10が2,600万円となります。そのうち国庫負担金が3分の4でございますので、国庫負担金1,950万円が市の歳入として入ってくるという形になっております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** よく分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（村上直樹君）よろしいですか。じゃあ、修正を。保護課長。

○保護課長 改めて、2,600万円の補正予算のうち、4分の3の1,950万円が国庫負担金ということで市の歳入に入ります。以上でございます。申し訳ございません。

○委員長（村上直樹君）そのほかに質疑はありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会いたします。

本日は以上で閉会いたします。

---

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊦